



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村 澤 幸 二

平成27年度から『安全「見える化」とつとり運動』を展開します

1 趣 旨

安全の「見える化」とは、視覚的に捉えられない職場に潜む危険などを可視化(見える化)し、それを活用することによって行う効果的な安全活動のことであり、『安全「見える化」とつとり運動』は、労働災害の防止・死亡災害の撲滅に向けて、県内各事業場が「見える化」に取り組むことによって、すべての労働者が安全に安心して働くことができる職場の構築を目指す啓発活動です。

鳥取労働局では、平成25年度を初年度とする5ヵ年計画の「第12次労働災害防止推進計画(12次防)」を策定し、労働災害の減少目標に加えて重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的な取組を推進しているところですが、12次防で定める目標を達成するためには、経営トップや労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、本運動をリスクアセスメントの普及促進の足掛かりとし、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現を目指すものです。

このため、労働基準行政と各労働災害防止関係団体が連携して労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、安全の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開します。

2 期 間

平成27年度を初年度として、12次防の最終年度である平成29年度までの3ヵ年とします。

なお、本運動の効果を上げるため、毎年4月1日から7月31日までを「推進指導期間」とし、11月7日から12月31日までの『「ゼロ災55」無災害運動期間』を「取組強化期間」として取り組むこととします。

3 主 唱 者

鳥取労働局及び鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

4 協 賛 者

(一社)鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
 建設業労働災害防止協会鳥取県支部
 鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部
 (一社)鳥取県採石協会
 (一社)日本ボイラ協会鳥取支部
 (公社)建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部
 (独)労働者健康福祉機構鳥取産業保健総合支援センター
 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部

5 実施者 各事業場

6 具体的実施事項

(1) 主唱者の実施事項

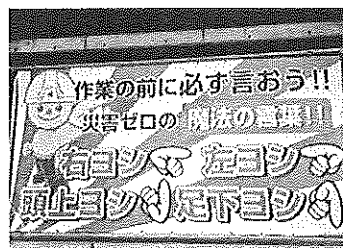
- ア 本運動に係る周知啓発資料等の作成・配布
- イ 安全の「見える化」に係る情報等を集めたサイトを鳥取労働局ホームページに開設
- ウ 本運動を効果的に推進するための団体等への協力要請
- エ 「鳥取県労働災害防止連絡協議会」において、本運動を普及促進するための取組を協議すること。
- 協議内容
 - ・効果的な周知啓発活動
 - ・好事例の検討及び表彰
 - ・厚生労働省が実施する「あんぜんプロジェクト」への参加登録及び「見える化」安全活動コンクールへの応募の勧奨など
- オ 監督指導・個別指導、集団指導、署窓口における機械・設備の設置品、労働者死傷病報告の受理時等あらゆる機会を捉え、本運動の周知・推進を指導する。

(2) 協賛者の実施事項

- ア 会員事業場等への周知
- イ 「見える化」に関する会員事業場への指導援助
- ウ 主唱者が実施する「推進指導期間」、「取組強化期間」の活動への協力
- エ 本運動を促進するためのセミナー等の実施
- オ 本運動を推進するための備品の普及促進

(3) 実施者の実施事項

- ア 「安全宣言」の実施
- イ 職場環境に潜む危険の「見える化」の推進
- ウ 作業方法に潜む危険有害性情報の「見える化」の推進
- エ 安全衛生管理情報の「見える化」の推進
- オ 定期的な職場点検、巡視の実施
- カ 安全衛生委員会等における「見える化」運動の推進のための協議



『働き方改革推進本部』を設置

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっており、同年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置されました。

鳥取労働局では、昨年11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働防止のための重点監督指導などの取組を図ってきたところですが、平成27年1月15日（木）、同局内に局長を本部長とする『鳥取労働局 働き方改革推進本部』を設置し、今後、①労働局長、労働基準部長ら幹部による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）や、②地方自治体、労使団体との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）の取組を強化することとしています。



局庁舎3Fに「働き方改革推進本部」の看板を掲げる
河野純伴局長（左）と北代昌巳労働基準部長（右）

【取組方針】

◎ 働き方改革の実現には、長時間労働削減、年次有給休暇取得促進をはじめ、女性の活躍推進や雇用管理改善など、幅広い施策が求められることから、施策横断的に取組を推進する。

〈企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成〉

- 県内の経営者団体等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、県内に所在する企業を訪問
 - ・ 企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ
 - ・ 企業における好事例の収集、周知

好事例等について、厚生労働省のポータルサイトを活用して
県内の取組を情報発信



- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成
- 働き方・休み方改善コンサルタントによる企業に対する助言等の支援

企業の自主的な
働き方の見直し
を推進

地域における働
き方改革の気運
の醸成

【「働き方改革推進本部」に関するお問合せは、事務局；鳥取労働局労働基準部監督課（☎ 0857-29-1703）まで。】

『平成27年の安全祈願祭』

当協会では、本年も東部支部と合同の「安全祈願祭」を平成27年1月15日（木）に宇倍（うべ）神社（鳥取市国府町宮下）において執り行いました。

当日は、年頭に当たり会員事業場の無災害及び事業の繁栄を祈願するため、竹中由紀夫会長（東部支部長）、永東康文副会長（西部支部長）、井木久博副会長（中部支部長）をはじめ、理事、監事、事務局次長ら本部役職員並びに東部支部の山下恭久副支部長、産業安全・労働衛生・労務管理部会の各部会長、副部会長及び事務局長ら支部役職員合せて15名が出席し、平成27年の安全祈願を小雨の降る中行いました。

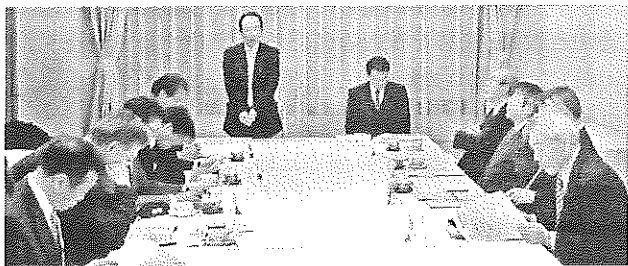
この一年、傘下会員事業場の皆様方の無災害と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



安全祈願の参拝者一行【於：宇倍神社拝殿前】2015.1.15

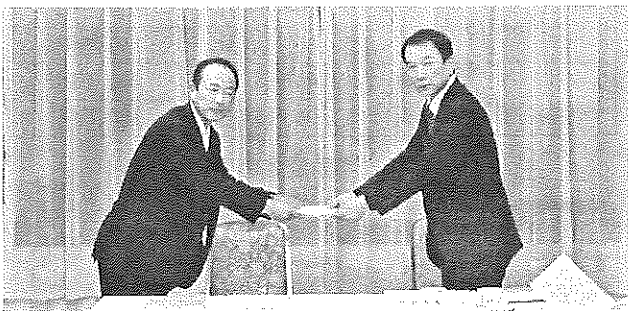
「平成26年度第3回理事会」を開催

当協会では、本年1月15日(木)に行った安全祈願祭の後、ホープスターとっとり(鳥取市永楽温泉町)において、「平成26年度第3回理事会」を開催しました。



理事会では、事務局から提出の平成26年度事業報告と平成27年度の事業計画(案)・収支予算(案)が承認され、また、これまで年間5回(1、4、6、9、11月)発行していた会報「鳥取労働基準」について、情報の周知・広報事業の促進を図るため、平成27年から年間6回(奇数月)の発行に変更することが了承されましたので、今後、充実した情報の幅広い発信に努めていきます。

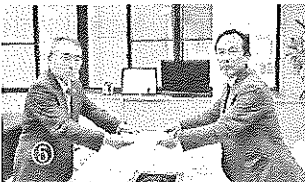
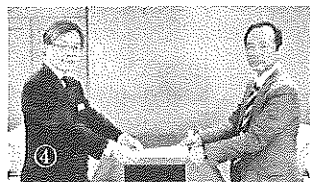
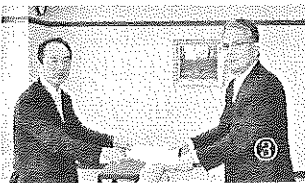
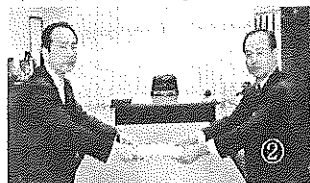
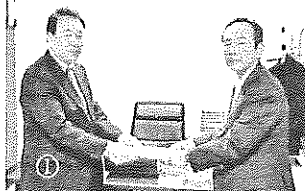
本理事会には、鳥取労働局から河野純伴局長をはじめ、北代昌巳労働基準部長並びに木村靖健康安全課長が出席され、理事会の終わりに、河野局長から「県内の雇用情勢は、直近で前月を上回り、持ち直しの動きが見られるところですが、昨年の県内の労働災害は、速報値で前年を上回る見込みで、率にして5.4%の増加となり、当局の目標値を達成することが困難な状況となっています。また、死亡災害は2件と過去最少の発生件数となったところですが、過去最少とは言え、尊い命が労働災害で失われた訳であり、しかも、発生を懸念し対策強化を呼び掛けていた10～12月にかけて、林業と建設業で発生したことを重く受け止めなければなりません。さらに、年明け早々には交通労働災害による死亡事故が発生しており、年始から気を引き締めてしっかりと対策を講じる必要があります。一方、働く人の労働条件の確保・改善や健康の確保などの課題について、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめ、女性の活躍推進や人手不足分野における雇用管理改善を含む「働き方改革」の推進に向けて協力をお願いします。」と、年頭の挨拶をいただきました。



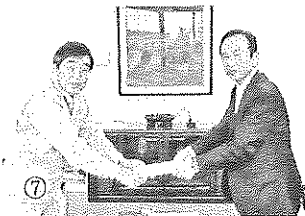
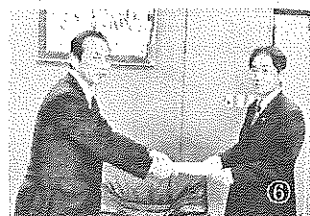
その後、河野局長(写真左)から竹中由紀夫会長(右)あてに『「働き方改革」に向けた取組に関する要請書』が手渡され、当協会並びに会員事業場への長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、「働き方改革」への協力要請がなされましたので、会員事業場の皆様方には、趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願いします。

「働き方改革推進本部」が経営団体等に要請

鳥取労働局内に本年1月15日に設置した「鳥取労働局働き方改革推進本部」では、本部長の河野局長と副本部長の北代労働基準部長らが去る1月20日に①連合鳥取、同月21日に②鳥取県中小企業団体中央会、③(一社)鳥取県経営者協会、同月22日に④鳥取県商工会議所連合会及び同月29日に⑤鳥取県商工会連合会に訪問し、それぞれ『「働き方改革」に向けた取組に関する要請』を行い、各団体の傘下会員事業場等に対する本取組の協力を呼び掛けました。



また、同月30日には、県中部の企業2社【⑥(株)井木組と⑦神鋼機器工業(株)】を訪問し、企業のトップと面談の上、働き方の見直しに向けた取組を呼び掛けるとともに、各企業における取組事例の収集等を行いました。



さらに、本年2月3日(火)9時から同局4F大会議室において第1回会議を開催し、これまでの経営団体等への要請時の内容・各団体からの要望や企業訪問の内容等についての報告を受けて、討論を行いました。



「鳥取労働局 働き方改革推進本部 第1回会議」の様子

今後とも「鳥取労働局 働き方改革推進本部」では、県内の各企業を訪問し、企業のトップに対して働き方の見直しに向けた取組を呼び掛けるとともに、各企業における実情や取組事例の収集等に努めることとしていますので、会員事業場の皆様方におかれましては、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、詳しい情報は、鳥取労働局ホームページの専用バナーから、⇒

鳥取労働局
働き方改革推進本部

過重労働等に関する 重点監督の実施状況について

鳥取労働局では、昨年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に、県内の鳥取・米子・倉吉労働基準監督署が実施した過重労働や賃金不払残業防止のための重点監督指導の実施状況を取りまとめました。

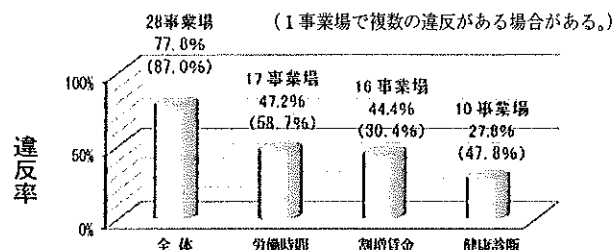
1. 重点監督の実施結果

(1)長時間の時間外労働があると考えられる製造業、商業などを中心として、36事業場に対して監督指導を実施した結果、77.8%の28事業場に労働基準関係法令違反が認められ、是正勧告を行いました。

(2)業種別で違反率にばらつきが見られ、製造業では91.7%である一方、商業では64.3%でした。ただし、違反が認められなかった事業場であっても、労働時間の適正な把握や過重労働による健康障害防止についての指導を行った事業場もあり、何らかの違反の指摘や指導を行った事業場の割合では、製造業で91.7%、商業で85.7%でした。特に、多く見られた違反は、労働時間(労働基準法第32条又は第40条)が47.2%、割増賃金不払(同法第37条)が44.4%、健康診断(労働安全衛生法第66条)が27.8%でした。

なお、労働時間に関する違反があった事業場のうち、3事業場では、1か月に100時間以上の時間外労働が行われていました。

【主な違反内容及び違反率(カッコ内は前年度の違反率)】



2. 鳥取労働局の今後の対応

(1)脳・心臓疾患の発症前1か月間に概ね100時間を又は発症前2か月ないし6か月間にわたって、1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合には、業務と発症の関連性が強いと医学的知見があります。

この観点から、当局では、80時間以上の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対しては、今後とも重点的な指導を行うとともに、時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)を適正に締結することなく、時間外労働を行うことがないよう、引き続き、周知と法令遵守状況の確認を行ってまいります。

(2)特に、100時間以上の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対しては、監督指導を徹底するとともに、①100時間以上の違法な時間外労働を行わせている事業場、②36協定を適正に締結することなく【※】時間外労働を行わせている事業場については、厳正に対処してまいります。

【※】36協定を締結していない場合のほか、①36協定の協定当事者となる「労働者代表」が法定要件を満たしていない場合、②適正に締結していても、所轄労働基準監督署長に届け出ていない場合を含みます。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)のお知らせ

事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部(業務改善に要した経費の2分の1、企業規模30人以下の小規模事業場は4分の3)を助成します！

※ 平成26年度補正予算成立に伴い、引上げ人数に応じて助成上限額の引上げを行いました(上限150万円)。

また、これに伴い、業務改善助成金交付要綱の改正がありましたので、お知らせします(平成27年2月3日以後の申請から適用)。

【主な改正点】

1 800円未満の労働者10名以上60円引上げた場合における要件が追加され、この場合の助成金の上限が最大で150万円となりました。【追加】

また、事業場内の最低賃金の労働者1名について40円引上げた場合については、従来どおり助成金の上限は最大で100万円となります。

なお、詳細は、下表「支給額」をご覧ください。

2 助成金を利用して自主的に賃金の引上げを実施した事業場を紹介することとなりました。【新設】

3 対象労働者の交付要件について、従来の「雇入れ後3月を経過した労働者」から「雇入れ後6月を経過した労働者」とすることになりました。

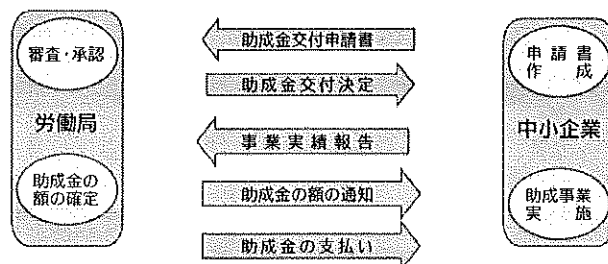
また、これにより対象事業者の事業経営の期間が6月経過した者に限定されることとなりました。【変更】

4 就業規則の改正経費、自動車(特種用途自動車を除く。)の購入、パソコン購入経費及び通常の事業活動に当たり、社会通念上当然に必要な経費については、助成対象経費に含まれないこととなりました。【変更】

支給額 (下線は、追加された上限額)

引上げ対象労働者数	引上げ額	助成上限額
1～9人	40～59円	100万円
	60円以上	100万円
10～14人	40～59円	100万円
	60円以上	<u>130万円</u>
15～19人	40～59円	100万円
	60円以上	<u>140万円</u>
20人以上	40～59円	100万円
	60円以上	<u>150万円</u>

業務改善助成金の手続



本助成金の申請・相談は、鳥取労働局労働基準部賃金室(☎0857-29-1705)までお問い合わせください。

「鳥取労働局 安全衛生 労使専門家会議」を開催

鳥取労働局では、平成27年2月3日(火)13時30分から平成26年度「安全衛生労使専門家会議」を開催し、社会福祉法人こうほうえん介護老人保健施設いなば幸朋苑(鳥取市浜坂)を視察しました。



会議には、安全衛生専門委員8名及び鳥取労働局職員4名と(社福)こうほうえんから担当者8名が出席し、冒頭、北代昌巳労働基準部長が「この会議は設置されて4年目を迎え、安全衛生施策の重要課題であるリスクアセスメントやメンタルヘルス対策を推進するための提言をいただく場として毎年開催しています。労働災害は長期的に見れば減少傾向にあります。転倒災害や腰痛といった災害は増加しており、近年では、化学物質対策など新たな対応が必要となる課題も生じています。今般、(社福)こうほうえんで積極的に取り組んでいる安全衛生活動事例を伺って今後の施策の展開に反映させていただきたい。」と挨拶をしました。

その後、安全衛生専門委員でもある(社福)こうほうえんの廣江研理事長が挨拶をされ、木村靖健康安全課長から「労働安全衛生行政の進捗状況」について説明し、(社福)こうほうえんの各担当者から「メンタルヘルス対策の取組」、「リスクマネジメントの取組」及び「腰痛予防対策の取組」について、それぞれ発表があり、施設見学の後意見交換を行いました。

【「安全衛生労使専門家会議」の設置目的】鳥取労働局及び管内の労働基準監督署が推進する安全衛生施策を、現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議を設置し、地域における労働災害防止対策及び労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を地域の安全衛生に係る諸対策に反映させていくことを目的とする。

那須吉郎氏に厚生労働大臣感謝状を伝達

厚生労働大臣感謝状は、多年にわたり労働基準行政の推進に協力され、顕著な功績を挙げた個人に対して、これを贈りその労をねぎらうものです。

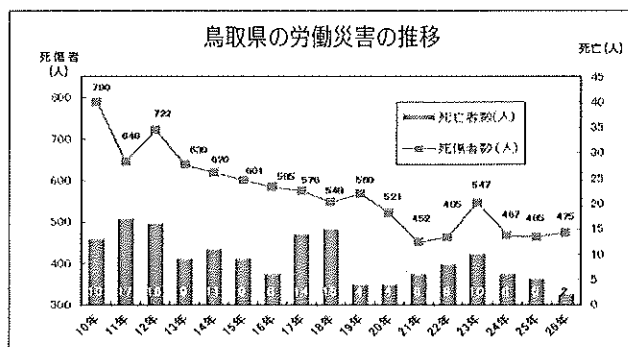
鳥取労働局では、平成27年2月19日(木)に米子労働基準監督署において「厚生労働大臣感謝状伝達式」を行い、去る12月末日をもって同局の地方労災医員及び労災保険診療費審査委員を退任された元山陰労災病院振動障害センター長の那須吉郎氏に塩崎恭久厚生労働大臣からの感謝状を河野純伴局長から伝達しました。

「鳥取県労働災害防止連絡協議会」並びに 「鳥取県リスクアセスメント等推進協議会」を開催

当協会ほか県内の労働災害防止関係団体及び鳥取労働局で構成する「鳥取県労働災害防止連絡協議会」並びに「鳥取県リスクアセスメント等推進協議会」の平成26年度第2回会合を平成27年2月10日(火)13時30分から鳥取労働局庁舎4F大会議室において開催しました。

会合では、冒頭、鳥取労働局の北代昌巳労働基準部長から「平成26年の労働災害については、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止推進計画(「12次防計画」)の2年目の目標値(死傷者数438人以下)を達成することが出来ませんでした。平成27年は12次防計画の3年目となり、計画の折り返し点として、計画全体の目標を達成するためには、全ての関係者が一丸となってこれまで以上に災害防止の取組を集中的に行わなければならないので、関係各位の協力をお願いします。」と挨拶がありました。

その後、県内におけるリスクアセスメント等の推進状況、各労働災害防止団体の平成26年度の災害防止活動報告や平成26年度(第42回)鳥取県産業安全衛生大会の収支決算報告及び平成27年度(第43回)鳥取県産業安全衛生大会の開催計画(本年7月3日(金)米子市文化ホールにて開催予定)等について協議が行われました。

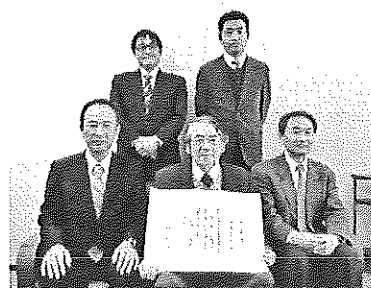


また、増加している労働災害に対する防止対策として、『安全「見える化」とっとり運動』を新たに立ち上げ、県内全体で取り組むこととしました。

平成27年度においては、労働災害発生数の増加に歯止めを掛けるため各事業場で安全衛生管理活動に係る「安全宣言」を行うなど、12次防計画の3年目の目標(死傷者数424人以下)の達成に向けての取組方針が示されました。

【那須吉郎氏の功績】

同氏は、山陰労災病院の整形外科担当医として勤務しながら、同局の地方労災医員を13年9ヵ月、また、労災保険診療費審査委員を21年余の期間務められ、長年にわたり同局の労災補償業務の運営に多大な貢献をされました。



那須吉郎氏(前列中央)と
河野局長(前列左)ら

労災保険率の改定等について

労災保険率は、厚生労働大臣が業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。

今般、厚生労働省では、労災保険料の算出に用いる労災保険率について、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」とおり改正を行いますので、お知らせします。

なお、雇用保険料率の変更はありません。

《改正の概要》

1 労災保険率等の改定

〔労災保険率の改定〕

○業種ごとの労災保険率を表1のとおり改定

- ・全54業種平均で0.1/1000引下げ（4.8/1000→4.7/1000）
- 全業種中、引下げとなるのが23業種、引上げとなるのが8業種

〔第2種、第3種特別加入保険料率の改定〕

○一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定

- ・全18区分中、引下げとなるのが8区分、引上げとなるのが5区分

○海外派遣者の特別加入に係る第3種特別加入保険料率を4/1000から3/1000に引下げ

2 労務費率の改定

○請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を表2のとおり改定

3 請負金額の取扱いの改正及び労務費率の暫定措置の廃止

○請負金額には、消費税額を含まないものとする。

○賃金総額の算定に当たり、請負金額に108分の105を乗じている暫定的な措置を廃止

4 施行期日：平成27年4月1日

【表1】労災保険率（単位：1/1,000）

業 種	労災保険率	
	現行	改定後
林業	60	60
海面漁業	20	19
定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	38
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	20
原油又は天然ガス鉱業	5.5	3
採石業	58	52
その他の鉱業	25	26
水力発電、ずい道等新設事業	89	79
道路新設事業	16	11
舗装工事業	10	9
鉄道又は軌道新設事業	17	9.5
建築事業	13	11
既設建築物設備工事業	15	15
機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	6.5
その他の建設事業	19	17
食料品製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6
	たばこ等製造業	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5
木材又は木製品製造業	13	14
パルプ又は紙製造業	7.5	7
印刷又は製本業	3.5	3.5
化学工業	5	4.5
ガラス又はセメント製造業	7.5	5.5
コンクリート製造業	13	13
陶磁器製品製造業	19	19
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26
金属精錬業	6.5	7
非鉄金属精錬業	7	6.5
金属材料品製造業	7	5.5
鋳物業	17	18
金属製品製造業又は金属加工業	10	10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
めっき業	7	7
機械器具製造業	5.5	5.5

業 種	労災保険率	
	現行	改定後
電気機械器具製造業	3	3
輸送用機械器具製造業	4.5	4
船舶製造又は修理業	23	23
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4	3.5
その他の製造業	7	6.5
交通運輸事業	4.5	4.5
貨物取扱事業	9	9
港湾貨物取扱事業	11	9
港湾荷役業	16	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
農業又は海面漁業以外の漁業	12	13
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
ビルメンテナンス業	5.5	5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
その他の各種事業	3	3
船舶所有者の事業	50	49

【表2】労務費率表

【参考】

事業の種類 の分類	事業の種類	労務費率	平成24～ 26年度の 労務費率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	18%
	道路新設事業	20%	20%
	舗装工事業	18%	18%
	鉄道又は軌道新設事業	25%	23%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	21%
	既設建築物設備工事業	23%	22%
	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は据付けに関するもの その他のもの	40% 22%	38% 21%
	その他の建設事業	24%	23%

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室（☎0857-29-1702）にお問合せいただくか、鳥取労働局のホームページをご覧ください。

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(有期特措法)」の概要について

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が平成26年11月28日公布され、平成27年4月1日から施行されます。

この法律は、平成25年の臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(*)に関する特例を設けるものです。

(*)同一の使用人との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。(労働契約法第18条)

【主な内容】

1 特例の対象者

I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者

II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

2 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(現行5年)を延長

→ 次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限:10年)

② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等

② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等

の適切な雇用管理を実施

【施行期日】 平成27年4月1日

【有期特措法に関するお問合せは、鳥取労働局労働基準部監督課(☎0857-29-1703)又は最寄りの労働基準監督署へ。詳しい情報は、厚生労働省ホームページまで】

平成26年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」

厚生労働省では、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長133名を平成26年度の「安全優良職長」として決定し、平成26年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰式典が平成27年1月13日(火)に厚生労働省(東京都千代田区)の講堂で開催された「あんぜんシンポジウム」の中で行われました。

式典では、高階恵子厚生労働政務官が優良職長に厚生労働大臣顕彰状を手渡した後、祝辞を代読されました。

なお、鳥取県内からは、次の2名が顕彰されました。

○ 奥山 登勢次 氏【㈱ヘイセイ(東伯郡琴浦町徳万)】

○ 福家 茂貴 氏【大同端子製造㈱(鳥取市南栄町)】



平成27年度「労働基準監督官」採用試験のご案内



1 「労働基準監督官」とは

労働基準監督官は、厚生労働省、都道府県労働局又は労働基準監督署に勤務し、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令に基づいて、工場、事務所などに立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

2 受験資格

・昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの方
・平成6年4月2日以降生まれの者で次に掲げる方

① 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの方

② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める方

3 試験の程度 大学卒業程度

4 インターネット受付期間

・平成27年4月1日(水)～4月13日(月)

インターネット申込ができない環境にある場合は、人事院地方事務局(所)、都道府県労働局、労働基準監督署で受験申請書の交付を受け、郵送又は持参してください【郵送等の受付期間；平成27年4月1日(水)～4月2日(木)です。】

5 採用予定者数 労働基準監督A(法文系)約160名
労働基準監督B(理工系)約40名

6 試験日

・第1次試験 平成27年6月7日(日)

《第1次試験合格者発表日》平成27年6月30日(火)

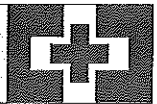
・第2次試験 平成27年7月15日(水)・16日(木)・17日(金)の指定された1日

《最終合格者発表日》平成27年8月25日(火)9:00

7 照会先 詳しくは、人事院ホームページ

【<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>】

STOP! 転倒災害プロジェクト2015



1 転倒災害の現状

転倒災害は、休業4日以上死傷災害全体の2割以上を占め、その割合は増加しています。

また、人口動態調査によれば、職業生活を含めた一般生活の中でも、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多く、転倒の防止は今や国民的課題となっています。

高齢者の就業人口は増加しており、職場における転倒災害防止に向けた一層の取組が求められています。

2 STOP! 転倒災害プロジェクト2015

このような背景を受け、厚生労働省では労働災害防止団体とともに、この転倒による災害を減少させるため「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を開始しました。

3 プロジェクトの実施期間

平成27年1月20日(火)～平成27年12月31日(木)

4 転倒災害とは?

転倒災害には、大きく分けて3つのタイプがあり、その代表的な事例を次のとおり紹介します。

(1)「滑り」による転倒災害

業種・職種	災害の発生状況
自動車製造業	 会社の事務所から駐車場へ帰宅途中に、凍結した路面に足を滑らせ転倒し、尻もちをついた。
ケガの程度	
休業1ヶ月	
対策のポイント	
☐ 敷地内の通路を除雪する、融雪剤を散布する ☐ 雪道や凍結路面に適した滑りにくい靴を履く ☐ 足元が見えにくい箇所は照明を設置して注意を促す ☐ 身体を強打しないよう、クッション性のある帽子・衣類を着用する	

業種・職種	災害の発生状況
食料品製造業	 厨房で揚げ物をバックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。
ケガの程度	
休業10日間	
対策のポイント	
☐ 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く ☐ 滑りにくい靴底の履物を着用する	

〔主な原因〕

- ・床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している
- ・床に水や油が飛散している（飲食店や食料品製造業において多く発生）
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

(2)「つまずき」による転倒災害

業種・職種	災害の発生状況
小売業	 バックヤードで商品の検品中に、レジのヘルプ連絡を受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩し捻挫した。
ケガの程度	
休業1ヶ月半	
対策のポイント	
☐ 通路に物を置かない、整理・整頓をする ☐ 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する ☐ 危険箇所には表示して注意を促す	

〔主な原因〕

- ・床の凸凹や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

(3)「踏み出し」による転倒災害

業種・職種	災害の発生状況
飲食店	 空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。
ケガの程度	
休業2ヶ月	
対策のポイント	
☐ 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする ☐ 大きな荷物を運ぶ時は台車を使用する ☐ 危険箇所には表示して注意を促す ☐ 階段の昇降はゆっくりを心がける	

〔主な原因〕

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業など



【詳しい情報は、厚生労働省ホームページの「職場のあんぜんサイト」アドレス ↓ まてどうぞ!】

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentoul501.html>

平成27年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	玉 掛 け (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2～15日・実技1日) 受講料23,245～21,085円	ガ ス 溶 接 (学科1日・実技1日) 受講料 11,664円	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) (学科1日・実技3日) 受講料31,860円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) (学科2～15日・実技1日) 受講料25,405～21,085円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重5t以上) (学科2～15日・実技1日) 受講料25,405～22,165円
4月	①鳥:学科9(木)、10(金) 実技 13(月)～17(金) ②米:学科27(月)、28(火) 実技 30(木)～5/13(水)		①倉:学科6(月) 実技 9(木)～21(火) ②米:学科24(金) 実技 28(火)～5/20(水)		
5月	③倉:学科7(木)、8(金) 実技 14(木)～19(火) ④米:学科20(水)、21(木) 実技 26(火)～6/1(月)		③米:学科25(月) 実技 26(火)～6/15(月)		
6月			④鳥:学科18(木) 実技 24(水)～7/11(土)	①鳥:学科2(火)、3(水) 実技 6(土)～17(水) ②米:学科23(火)、24(水) 実技 26(金)～7/8(水)	
7月	⑤倉:学科9(木)、10(金) 実技 14(火)～17(金)	①米:学科23(木) (学生7/31(金)) 実技 8/5(水)～12(水) (学生含む)	⑤米:学科13(月) 実技 14(火)～8/1(土)		
8月		②鳥:学科19(水) (学生含む) 実技 20(木)～26(水) (学生含む)			米:学科3(月)、4(火) 実技 5(水)～12(水)
9月	⑥鳥:学科3(木)、4(金) 実技 7(月)～11(金)		⑥鳥:学科28(月) 実技 30(水)～10/23(金)	③倉:学科14(月)、15(火) 実技 17(木)～10/1(木)	
10月	⑦米:学科5(月)、6(火) 実技 7(水)～17(土) ⑧倉:学科29(木)、30(金) 実技 11/2(月)～6(金)		⑦倉:学科26(月) 実技 28(水)～ 11/13(金)		
11月			⑧米:学科24(火) 実技 25(水)～ 12/16(水)	④米:学科12(木)、13(金) 実技 17(火)～30(月)	
12月		③倉:学科4(金) 実技 7(月)～9(水)			
H28	⑨倉:2月予定		⑨米:2月予定		

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・ 硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料16,200円	有 機 溶 剤 (学科2日) 受講料12,744円	特定化学物質 ・四アル鉛等 (学科2日) 受講料12,744円	プレス機械 (学科2日) 受講料12,312円	石 綿 (学科2日) 受講料12,636円	乾 燥 設 備 (学科2日) 受講料12,312円
月	①倉:学科 4/20(月)、21(火) 実技 22(水)～23(木)	①鳥:学科 7/21(火)、22(水)	倉:学科 8/17(月)、18(火)	倉:学科 12/1(火)、2(水)	倉:学科 1/6(水)、7(木)	倉:学科 9/1(火)、2(水)
日	②倉:学科 10/19(月)、20(火) 実技 21(水)～22(木)	②米:学科 11/10(火)、11(水)				

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

免許試験準備講習・実技教習

鳥取地区免許試験

第1種・第2種衛生管理者 受講料20,520円～15,336円
倉:学科 7/27(月)、28(火)
クレーン運転実技教習 受講料77,760円
米:ポリテクセンター米子(随時実施)

(第1種・第2種衛生管理者、クレーン・デリック運転士(クレーン限定))

日 時:平成27年9月19日(土)

場 所:倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町212-5)

受 付:持参(当協会、中部支部、西部支部)

8月3日(月)～5日(水)

郵送

7月21日(火)～7月31日(金)

東部支部だより

安全衛生教育等講習会のご案内

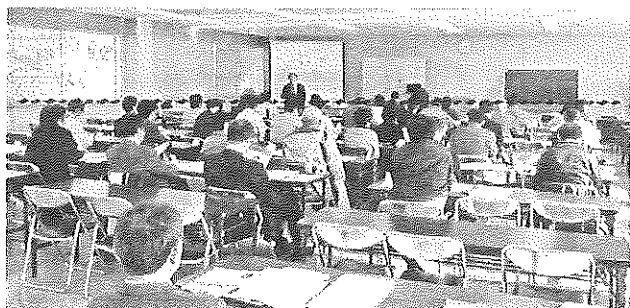
平成27年度に東部支部で実施を予定している各種講習会並びに特別教育は、当協会のホームページ等に掲載しておりますが、次のとおりです。

計画的に、かつ、対象者が漏れなく受講されますようご配慮をお願いします。

- ① 新入社員安全衛生教育 5月27日(水)
- ② 安全管理者選任時研修 6月4日(木)・5日(金)
- ③ 安全管理者等安全担当者研修会 6月17日(水)
- ④ 職長・安全衛生責任者教育 6月22日(月)・23日(火)
- ⑤ アーク溶接等業務特別教育
 - ー学科ー 7月13日(月)・14日(火)
 - ー実技ー 7月15日(水)～17日(金)
 - ー実技会場ー ポリセンター鳥取(鳥取市若葉台南)
- ⑥ 安全衛生推進者養成講習 7月30日(木)・31日(金)

「平成26年度労務管理講習会」を開催しました

東部支部では、平成27年2月6日(金)13時30分から鳥取県労働基準協会会館2階会議室において、参加者約40名を集めて「労務管理講習会」を開催しました。



講習会では、鳥取労働基準監督署の丸山裕毅署長が挨拶の後、引き続き、「法改正等の動き並びに当面の労務管理の課題」と題して、知って得する！説明を行いました。その後、中野聡社会保険労務士から「企業を活性化させる新しい休暇制度を導入しましょう」と題して、ここがポイントについて説明がありました。

また、特別講演には、歌とトークで今までにない形式の講演で、「明日を楽しく働くために」と題して、2011年

に32年間勤務された消防局を早期退職したシンガーソングライター講演師の石川達之氏(湯梨浜町在住)が、消防生活の中で遭遇した悲惨な現場で学んだことや、病気の家族に向き合って経験したことなど、「心」をテーマにした笑えるエピソードを交えて歌と一緒に講習会の参加者に対して、職場で・地域で・家族で「夢」を語る心のメッセージを伝えました。



特別講演の石川達之氏

- ⑦ 特定粉じん作業特別教育 8月24日(月)
 - ⑧ 衛生管理者等衛生担当者研修会 9月16日(水)
 - ⑨ 5トン未満クレーン運転業務特別教育
 - ー学科ー 10月8日(木)・9日(金)
 - ー実技ー 10月10日(土)・11日(日)
 - ー実技会場ー 大鳥機工(株)(鳥取市南栄町)
 - ⑩ 自由研削といし取替等業務特別教育
 - ー学科ー 10月26日(月)
 - ー実技ー 10月27日(火)
 - ⑪ K Y T(危険予知訓練)研修 11月4日(水)
 - ⑫ 社会福祉施設の安全衛生管理担当者研修会 11月18日(水)
 - ⑬ 酸素欠乏・危険作業等特別教育 12月16日(水)
 - ⑭ 労務管理研修会 平成28年2月5日(金)
- なお、各学科等の講習会場は、鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1丁目17番地)の2階会議室です。
- また、上記の講習会等の開催時期については変更することがありますので、お問合せください。

【受付・問合せ先】

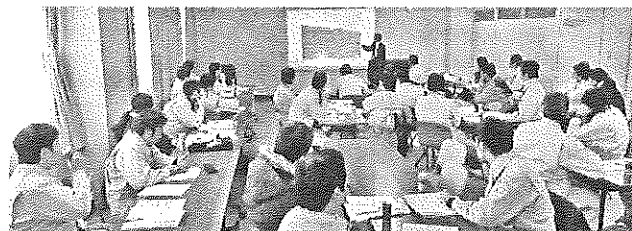
(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 ☎0857-52-5060

「建設工事関係者労働災害防止連絡会議 工事現場安全パトロール研修」を実施

鳥取労働基準監督署では、平成27年2月6日(金)13時から国土交通省鳥取河川国道事務所(鳥取市田園町)において、管内の工事発注8機関の担当者ほか約40名を集めて「工事現場安全パトロール研修」を実施しました。



パトロールは、千代川源太堤防強化及び下流維持工事現場で行い、その後、各グループに分かれパトロール結果の討議・発表が行われました。



研修会では、鳥取労働基準監督署の長田光彦第一方面主任監督官から法違反に係る指導事項の着眼点について細かな説明を行い、引き続き、野口聡安全衛生課長が管内の労働災害発生状況について説明をし、各発注機関等の担当者らは、それぞれの内容について理解を深めました。

「定期会員会議」開催のお知らせ

当協会東部支部では、平成27年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多数の会員事業場の皆様のご出席をお願いします。

- ・日 時 4月22日(水) 午後3時から
- ・場 所 白兔会館(鳥取市末広温泉町556)

西部支部だより

各種講習会の開催についてのご案内

平成27年度に西部支部で実施する講習会・特別教育は、次のとおりです。多数の方の受講をお願いします。

- ① アーク溶接等業務特別教育
 - －学科－ 5月25日(月)・26日(火)
 - －実技－ 5月27日(水)～29日(金)
- ② 5トン未満クレーン運転業務特別教育
 - －学科－ 6月10日(水)・11日(木)
 - －実技－ 6月14日(日)
- ③ 安全管理者等安全担当者研修会 6月25日(木)
- ④ 自由研削といし取替等業務特別教育 7月9日(木)
- ⑤ 安全衛生推進者養成講習 7月15日(水)・16日(木)
- ⑥ 携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育 8月6日(木)
- ⑦ 安全管理者選任時研修 8月19日(水)・20日(木)
- ⑧ K Y T (危険予知訓練)研修 9月3日(木)
- ⑨ 衛生管理者等衛生担当者研修会 9月17日(木)
- ⑩ 職長・安全衛生責任者教育 10月14日(水)・15日(木)
- ⑪ フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
 - 10月29日(木)
- ⑫ 労務管理研修会 平成28年2月10日(水)

なお、上記の講習会等の開催時期については変更することがありますので、お問合せください。

【受付・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部 (☎0859-34-5876)

「平成26年度第2回幹事会」等を開催

西部支部では、平成27年1月21日(水)16時から米子全日空ホテル(米子市久米町)において、米子労働基準監督署の神田哲郎署長と中島章文安全衛生課長を迎えて、「平成26年度第2回幹事会」を開催しました。



幹事会で挨拶をする神田署長

幹事会の冒頭、永東康文支部長から年頭の挨拶があり、続いて、神田署長から「当署の行政の重点は変わることなく、長時間労働の抑制と労働災害防止であり、これからの各種施策の取組についてご協力をお願いします。」と挨拶をいただき、その後、議事に入り、事務局から平成26年度の事業実施状況と事業予算執行状況について報告し、承認をいただきました。

最後に、平成26年の労働災害発生状況について中島安全衛生課長から説明があり、幹事会を終了しました。

平成27年の「安全祈願祭」

西部支部では、平成27年1月21日(水)11時から米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で勝田(かんだ)神社(米子市博労町)において「安全祈願祭」を行いました。

当日は、西部支部から永東康文支部長、松谷哲也副支部長をはじめ、幹事、産業安全・労働衛生・労務管理部会の各部長並びに事務局長ら支部役職員16名と米子地区建災防から斎木之雄会長をはじめ役員ら8名が出席し、今年一年の安全を祈願しました。

西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様方の無事故・無災害、無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



安全祈願の参拝者一行【於：勝田神社拝殿前】2015.1.21

また、幹事会の後、18時から米子全日空ホテルにおいて、「新年懇談会・ト部忠義氏緑十字賞受賞祝賀会」を開催し、昨年10月開催の平成26年度(第73回)全国産業安全衛生大会において、緑十字賞「産業安全」を受賞された当支部講師のト部忠義氏のお祝いに関係者約50名の方々が集まりました。

新年懇談会・ト部忠義氏緑十字賞受賞祝賀会



「定期会員会議」開催のお知らせ

当協会西部支部では、平成27年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- ・日時 4月27日(月)午後3時から
- ・場所 ホテルサンルート米子
(米子市西福原1-1-55)

中部支部だより

平成27年度 安全衛生教育等講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

- ① 安全衛生推進者養成講習 5月20日(水)・21日(木)
- ② 巻上げ機運転業務特別教育
6月9日(火)・10日(水)
- ③ 安全管理者等安全担当者研修会 6月24日(水)
- ④ 職長・安全衛生責任者教育 7月15日(水)・16日(木)
- ⑤ アーク溶接等業務特別教育
ー学科ー 8月18日(火)
ー実技ー 8月19日(水)・20日(木)
- ⑥ 衛生管理者等衛生担当者研修会 9月8日(火)
- ⑦ 5トン未満クレーン運転業務特別教育
ー学科ー 9月15日(火)
ー実技ー 9月17日(木)
- ⑧ 安全管理者選任時研修 10月7日(水)・8日(木)
- ⑨ K Y T(危険予知訓練)研修 11月10日(火)
- ⑩ 特定粉じん作業特別教育 11月26日(木)
- ⑪ 電気(低電圧)取扱等業務特別教育 12月10日(木)
- ⑫ 労務管理研修会 平成28年2月10日(水)

なお、上記の講習会等の開催時期については変更することがありますので、お問合せください。

【受付・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部 (☎0858-22-9054)

平成27年の「安全祈願祭」

中部支部では、本年も「安全祈願祭」を平成27年1月13日(火)に賀茂神社(倉吉市葵町)において行いました。

当日は、会員事業場の無災害及び事業繁栄を祈願するため、井木久博支部長、山本安男副支部長及び森安孝文安全管理部会長をはじめ、幹事並びに事務局長ら支部役員15名が出席し、本年の安全を祈願しました。

中部支部会員事業場の皆様方の無事故・無災害と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



介護事業所に対する集団指導を実施しました

介護保険サービスにおける通所介護及び介護予防通所介護について、管内の事業所数が多いことや実地指導指摘事項等、事業所間で同様の問題点が見られることから、運営上の留意点等について周知し、不適切な運営を予防するため、鳥取県中部総合事務所福祉保健局と連携して、倉吉労働基準監督署では、平成27年2月2日(月)13時30分から中部総合事務所(倉吉市東巖城町)第202会議室において、対象の介護事業所14施設を集めて集団指導を実施しました。

倉吉労働基準監督署からは、「労働基準法上の休憩の原則と安全対策等」について、宮本靖大監督・安衛課長が夜勤者の待機時間を休憩時間と取り扱っているために賃金が支払われていないことや労働災害防止のための取組などを説明しました。

また、「センター事業の内容、センターの活用方法及び介護労働懇談会の活動について」と題して、介護労働安定センターの支部長らが雇用管理の改善、職業能力の開発、介護関係機関との連携などを説明され、続いて、「自主事業(お泊りデイ)の適切な運営について」と題して、福祉保健局福祉企画課の担当者が「お泊りデイガイドライン」の疑問点等の紹介などを説明し、出席された対象者は、それぞれの内容について理解を深めました。

「労務管理研修会」を開催しました

労働者の高齢化、女性の職場進出や雇用形態の多様化が進展する中で、働きやすい職場環境の整備は、企業経営における重要な課題となっています。特に、ハラスメント(パワ・ハラ、セク・ハラ)、過重労働の防止や労働者の事情に配慮した新しい休暇制度の構築等、労務管理の適正化・充実が求められています。

このような背景に対応するため、中部支部では、本年2月13日(金)13時30分から倉吉交流プラザ第一研修室(倉吉市駄経寺町)において「労務管理研修会」を開催し、労務管理責任者をはじめ関係者19名が受講しました。



研修会では、「企業を活性化する新しい休暇制度を導入しましょう」と題して、中野聡社会保険労務士から説明を行い、続いて、「ハラスメント(パワ・ハラ、セク・ハラ)、その防止対策」について、門脇裕之社会保険労務士が解説しました。

また、倉吉労働基準監督署の宮本靖大監督・安衛課長が「過重労働のリスクと健康障害の防止」について、説明を行いました。

本研修会の参加者は、労務管理の在り方について、改めて理解を深めました。

「定期会員会議」開催のお知らせ

当協会中部支部では、平成27年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- ・日 時 4月28日(火) 午後3時30分から
- ・場 所 倉吉シティホテル(倉吉市山根543-7)